

障害者法定雇用率の見直しについて

身体障害者および知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定して、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものとされています。

【現行】一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}$$

《参考》精神障害者は雇用義務とされていないが、企業の雇用率には、身体・知的障害者を雇用したものと見なし、平成18年度から算入している。

【平成30年4月1日から】一般民間企業における雇用率設定基準

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者} - \text{除外率相当労働者} + \text{失業者数}}$$

★改正のポイント★

- ①精神障害者が雇用義務に含まれる。
- ②法定雇用率の算定の基礎に精神障害者を含めて計算

○法定雇用率は段階的に引き上げられ、平成30年4月から障害者を雇用しなければならない従業員規模は、民間企業では45.5人以上になります。

| 雇用率段階的引上げ | 区分 | 現行法定雇用率 | H30.4月～ | H33.4月までに |
|-----------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| | 民間企業 | 2.0%(50人以上) | 2.2%(45.5人以上) | 2.3%(43.5人以上) |
| | 特殊法人等 | 2.3%(43.5人以上) | 2.5%(40人以上) | 2.6%(38.5人以上) |
| | 国、地方公共団体 | 2.3%(43.5人以上) | 2.5%(40人以上) | 2.6%(38.5人以上) |
| | 都道府県等の教育委員会 | 2.2%(45.5人以上) | 2.4%(42人以上) | 2.5%(40人以上) |

| 雇用率のカウント | 週の所定労働時間 | 30時間以上 | 20時間以上30時間未満 |
|----------|----------|--------|--------------|
| | 身体障害者 | 1 | 0.5 |
| | 重度(身体) | 2 | 1 |
| | 知的障害者 | 1 | 0.5 |
| | 重度(知的) | 2 | 1 |
| | 精神障害者 | 1 | 0.5 |

- 身体障害者……身体障害者手帳 1級～6級、及び7級に掲げる障害が2以上重複
- 重度身体障害者…身体障害者手帳1級、2級、及び3級に掲げる障害が2以上重複
- 知的障害者……療育手帳 ※知的障害者判定機関により判定を受けた者も含む
- 重度知的障害者…療育手帳で重度知的障害 ※知的障害者判定機関により重度知的障害の判定を受けた者も含む
- 精神障害者……精神障害者保健福祉手帳所持者を算定

| 安定所 | 所在地(主な最寄駅) | 管轄地域 | 連絡先 |
|--|---|---|---|
| 飯田橋 | 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎 (JR 飯田橋) | 千代田区、中央区、文京区、島 しょ地区 | TEL:03-3812-8781 FAX:03-5684-7068 |
| 上野 | 台東区東上野4-1-2 (JR 上野) | 台東区 | TEL:03-3847-8609(33#) FAX:03-3845-1792 |
| 品川 | 港区芝5-35-3 (JR 田町) | 港区、品川区 | TEL:03-5418-7318 FAX:03-3453-1607 |
| 大森 | 大田区大森北4-16-7 (JR 大森) | 大田区 | TEL:03-5493-8713 FAX:03-3762-5050 |
| 渋谷 | 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎 (JR 渋谷) | 渋谷区、世田谷区、目黒区 | TEL:03-3476-8609(34#) FAX:03-3770-8610 |
| 新宿 | 新宿区歌舞伎町2-42-10 歌舞伎町庁舎 (JR 大久保・新大久保、西武新宿線 西武新宿) | 新宿区、杉並区、中野区 | TEL:03-3200-8613 FAX:03-3232-0031 |
| 池袋 | 豊島区東池袋3-5-13 本庁舎 (JR 池袋) | 豊島区、板橋区、練馬区 | TEL:03-3987-1465 FAX:03-3987-8614 |
| 王子 | 北区王子6-1-17 (JR 王子、南北線 王子神谷) | 北区 | TEL:03-5390-8615 FAX:03-3912-7246 |
| 足立 | 足立区千住1-4-1 東京芸術センター8階 (JR 北千住) | 足立区、荒川区 | TEL:03-3870-8898 FAX:03-3882-8743 |
| 墨田 | 墨田区江東橋2-19-12 (JR 錦糸町) | 墨田区、葛飾区 | TEL:03-5669-8609(35#) FAX:03-5600-6276 |
| 木場 | 江東区木場2-13-19 (東西線 木場) | 江戸川区、江東区 | TEL:03-3643-8625 FAX:03-5245-5080 |
| 八王子 | 八王子市子安町1-13-1 (JR 八王子) | 八王子市、日野市 | TEL:042-648-8674 FAX:042-648-8613 |
| 立川 | 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎 (JR 立川) | 立川市、昭島市、小金井市、 小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市 | TEL:042-525-8659 FAX:042-525-8612 |
| 青梅 | 青梅市東青梅3-20-7 山崎ビル (JR 東青梅) | 青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、西多摩郡 | TEL:0428-24-8612 FAX:0428-24-5528 |
| 三鷹 | 三鷹市下連雀4-15-18 (JR 三鷹) | 三鷹市、武蔵野市、西東京市、 清瀬市、東久留米市 | TEL:0422-47-8635 FAX:0422-44-0902 |
| 町田 | 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎 (JR 町田、小田急線 町田) | 町田市 | TEL:042-732-7395 FAX:042-862-0090 |
| 府中 | 府中市美好町1-3-1 (京王線 府中、JR 分倍河原、北府中、府中本町) | 府中市、調布市、多摩市、稲城市、 狛江市 | TEL:042-336-8642 FAX:042-362-0330 |
| 東京労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階 | | | TEL:03-3512-1664 FAX:03-3512-1566 |